

平成20年6月26日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号

平和不動産株式会社

取締役社長 金原策太郎

第88回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の第88回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第88期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
 2. 会計監査人および監査役会の第88期連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の結果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
期末配当金は、1株当たり5円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更の内容は、後記「定款新旧対照表」のとおりであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に金原策太郎、高橋宏普、植田雅士および梅原馨の4氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴い、任期中の取締役吉野貞雄、早川孝、南野和男、日野武夫の4氏および重任された取締役金原策太郎、高橋宏普、植田雅士、梅原馨の4氏ならびに任期中の監査役中島一行、金田尚武、角谷正彦の3氏に対し、これまでの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を打切り支給いたします。なお、支給の時期は、取締役または監査役を退任する時とし、その具体的な金額と方法等につきましては、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にそれぞれ一任することに決定いたしました。

第5号議案 取締役および監査役賞与支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役8名に対し4,160万円（うち社外取締役1名に対する額100万円）、監査役3名に対し630万円（うち社外監査役2名に対する額200万円）を支給することに決定いたしました。

なお、監査役賞与については、監査役の経営に対する独立性確保の観点から、第89期以降は廃止いたします。

第6号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、社外取締役を除く取締役の報酬は年額2億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、社外取締役の報酬は年額2,500万円以内、監査役の報酬は年額6,000万円以内と改定することに決定いたしました。

以上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、次のとおり選定され就任いたしました。

取締役社長（代表取締役）	金原 策太郎
取締役（代表取締役）	吉野 貞雄
取締役（代表取締役）	高橋 宏普

また、本総会終了後、監査役会の決議により、常勤の監査役として次のとおり選定され就任いたしました。

監査役（常勤）	中島 一行
---------	-------

期末配当金のお支払について

第88期期末配当金は、1株当たり5円と決定いたしました。

銀行振込をご指定の方は、同封の「**期末配当金計算書**」および「**配当金振込先のご確認について**」のとおり、お振込をいたしましたので、ご確認ください。

銀行振込をご指定でない方は、同封の「**期末配当金領収証**」により、**払渡期間内**（平成20年6月27日(金)から平成20年7月31日(木)まで）に、同領収書裏面のご注意をご高覧の上、**ゆうちょ銀行**または**郵便局**でお受け取りください。

定 款 新 旧 対 照 表

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の<u>公告は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>第11条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の<u>公告方法は</u>、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u> (<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第12条～第41条 (現行どおり)</p>



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。